

一括許可の「駐車条件」

- 1 現駐車に係る駐車許可申請書（申請者欄を除く。）及び駐車許可証並びに各別紙の記載部分が確実かつ容易に車外から閲読できるよう、車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出すること。
- 2 用務を達成するために必要な時間を超えて引き続き駐車しないこと。また、最大駐車時間は現用務における一括許可表の「駐車時間」欄に記載の時間とすること。
- 3 食事、休憩、遊戯及び時間調整待機など、用務外の目的で駐車しないこと。
- 4 法定の駐車禁止場所に駐車しないこと。
- 5 用務先前路上又は予定駐車場所に駐車することとし、困難な場合は、その部分から道程100メートル以内の部分に駐車すること。ただし、車両の幅によって無余地場所に該当する場所（道路標識等により距離が指定されているときを含む。）はこの限りでない。
- 6 時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の駐車については、この許可の対象としない（手数料を支払い通常の使用方法に従うこと。）。
- 7 マラソン競技や祭礼などにより通行禁止規制路線となる場所では、当日の午前0時から規制解除まで駐車しないこと。
- 8 車両移動等、現場の警察官の指示があった場合は、直ちに作業を中止して従うこと。

※ このほかに条件を付す場合があります。